

# 介護老人福祉施設栗橋翔裕園

## 多床室利用料金表（介護保険適用分は自己負担1割・2割・3割）

### 令和3年8月1日～

介護給付費単位数(1単位10.27円)※実際の費用負担は1割、2割または3割です。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	573	641	712	780	847

所得段階別 1日当たり 食費・居住費

所得段階	食 費	居 住 費	合 計
第4段階	¥1,700	¥900	¥2,600
第3段階②	¥1,360	¥370	¥1,730
第3段階①	¥650	¥370	¥1,020
第2段階	¥390	¥370	¥760
第1段階	¥300	¥0	¥300

30日概算費用額(1割負担+食費+居住費) ※各種加算は含まれておりません。

所得段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	¥95,654	¥97,749	¥99,937	¥102,032	¥104,096
第3段階②	¥69,554	¥71,649	¥73,837	¥75,932	¥77,996
第3段階①	¥48,254	¥50,349	¥52,537	¥54,632	¥56,696
第2段階	¥40,454	¥42,549	¥44,737	¥46,832	¥48,896
第1段階	¥26,654	¥28,749	¥30,937	¥33,032	¥35,096

30日概算費用額(2割負担または3割負担+食費+居住費) ※各種加算は含まれておりません。

所得段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(2割)第4段階	¥113,308	¥117,498	¥121,873	¥126,064	¥130,192
(3割)第4段階	¥130,962	¥137,248	¥143,810	¥150,095	¥156,288

※実際は、月ごとの総単位数で計算する為若干の誤差が生じます。表に記載の平均月額はおくまで目安の金額となります。

そ の 他 (単位:1単位10.27円)※1

加算項目	単位数	30日	加算項目	単位数	30日
初期加算	30	900	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	
看護体制加算(Ⅰ)口	4	120	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
看護体制加算(Ⅱ)口	8	240	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	390	排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	
日常生活継続支援加算	36	1,080	ADL維持加算(Ⅰ)	30単位/月	
栄養マネジメント強化加算	11	330	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※2	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	360	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※3	

※1:表示は単位数の合計です。実際の算定の有無は別途ご説明いたします。

※2:別途「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」:1ヶ月の総単位数の1000分の83に相当する単位数が加算されます

※3:別途「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」:1ヶ月の総単位数の1000分の27に相当する単位数が加算されます

※この他、**出納管理費が月額¥2,000-**がかかります。

負担限度額認定について

対象者	市町村民税世帯非課税
第1段階	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者など
第2段階	合計所得金額+年金収入等が年額で80万円以下の方など
第3段階①	合計所得金額+年金収入等が年額で80万超120万以下の方など
第3段階②	合計所得金額+年金収入等が年額で120万超の方など
第4段階	市町村民税課税世帯

※入所の方が世帯非課税でも、

①配偶者(世帯分離も含む)が課税されている場合

②一定以上の預貯金等を保有している場合(配偶者がいる場合は合算)

①②に該当する場合は対象外(第4段階)となります。

# 介護老人福祉施設栗橋翔裕園 個室利用料金表（介護保険適用分は自己負担1割・2割・3割） 令和3年8月1日～

介護給付費単位数(1単位10.27円)※実際の費用負担は1割、2割または3割です。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数	573	641	712	780	847

所得段階別 1日当たり 食費・居住費

所得段階	食 費	居 住 費	合 計
第4段階	¥1,700	¥1,210	¥2,910
第3段階②	¥1,360	¥820	¥2,180
第3段階①	¥650	¥820	¥1,470
第2段階	¥390	¥420	¥810
第1段階	¥300	¥320	¥620

30日概算費用額(1割負担+食費+居住費) ※各種加算は含まれておりません。

所得段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	¥104,954	¥107,049	¥109,237	¥111,332	¥113,396
第3段階②	¥83,054	¥85,149	¥87,337	¥89,432	¥91,496
第3段階①	¥61,754	¥63,849	¥66,037	¥68,132	¥70,196
第2段階	¥41,954	¥44,049	¥46,237	¥48,332	¥50,396
第1段階	¥36,254	¥38,349	¥40,537	¥42,632	¥44,696

30日概算費用額(2割または3割負担+食費+居住費) ※各種加算は含まれておりません。

所得段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(2割)第4段階	¥122,608	¥126,798	¥131,173	¥135,364	¥139,492
(3割)第4段階	¥140,262	¥146,548	¥153,110	¥159,395	¥165,588

※実際は、月ごとの総単位数で計算する為、上記1日あたり概算負担額を日数倍した額とは、若干の誤差が生じます。平均月額はいくまで目安の金額となります。

そ の 他 (単位:1単位10.27円)※1

加算項目	単位数	30日	加算項目	単位数	30日
初期加算	30	900	口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	
看護体制加算(Ⅰ)口	4	120	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
看護体制加算(Ⅱ)口	8	240	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	
夜勤職員配置加算(Ⅰ)口	13	390	排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月	
日常生活継続支援加算	36	1,080	ADL維持加算(Ⅰ)	30単位/月	
栄養マネジメント強化加算	11	330	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	※2	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	360	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	※3	

※1:表示は単位数の合計です。実際の算定の有無は別途ご説明いたします。

※2:別途「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」:1ヶ月の総単位数の1000分の83に相当する単位数が加算されます

※3:別途「介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)」:1ヶ月の総単位数の1000分の27に相当する単位数が加算されます

※この他、**出納管理費が月額¥2,000-**がかかります。

負担限度額認定について

対象者	市町村民税世帯非課税
第1段階	高齢福祉年金受給者又は生活保護受給者など
第2段階	合計所得金額+年金収入等が年額で80万円以下の方など
第3段階①	合計所得金額+年金収入等が年額で80万超120万以下の方など
第3段階②	合計所得金額+年金収入等が年額で120万超の方など
第4段階	市町村民税課税世帯

※入所者の方が世帯非課税でも、

①配偶者(世帯分離も含む)が課税されている場合

②一定以上の預貯金等を保有している場合(配偶者がいる場合は合算)

①②に該当する場合は対象外(第4段階)となります。